畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)

令和3年度 配分予定額の通知以降の手引き 【事業参加申請書作成編】2021.09.28

公益社団法人





令和3年度の配分からは、電子申請化に伴い「書類の差し替え」は できなくなります。そのため、申請内容に不備があった場合、"ま とめて再提出(再申請)"となりますので、確認は徹底願います。

また、次の場合は事業参加申請を受け付けませんのでご注意下さい。 ①当該クラスター計画が知事の認定を受けていない

②認定農業者(農業経営改善計画認定証)の期限が切れている

③知事特認が必要な機械装置で県との協議が終わっていない

④事業実施要領別紙2の第5の4の(3)の内容について、 都道府県の確認が終わっていない(購入方式のみ)

⑤見積書の有効期限が切れている

⑥配分された機械装置を一括して参加申請していない



1 令和3年度からの変更点 (1)申請方式	1
(2) 押印の廃止と「確認書」	2
2 事業参加申請にあたっての注意事項 (1)購入方式・リース方式共通	3
(2)購入方式 3 事業参加申請~補助金支払いまでの流れ	4 5
4 事業参加申請に必要な書類等 5 目積書について	6
(1)見積書記載内容の注意事項 (2)特字の機械特異の目積書に関して	8
(2) 特定の機械装置の免損者に関して (3) 事業参加申請で審査が円滑な見積書の例	9 11
6 申請用データ(CSV形式)の作成方法7 申請用添付ファイル(PDF形式)の作成について	12
(1) 添付書類について	16
(2)カタロクについて (参考)PDFファイルに関して無料で利用できるサービス	16 17
8 事業参加申請の提出先・方法について	18
9 実績報告の手続等について	18

1 令和3年度からの変更点

(1)申請方式

事業参加申請書の提出方法が書類によるものから電子データでの申請に変わります



1

(2) 押印の廃止と「確認書」

取組主体等の書類への押印は廃止されました。その代わり「確認書」に「自署」したものをPDFにして添付 する必要があります。自署する者、および自署する箇所については以下を参照して下さい。



2 事業参加申請にあたっての注意事項

(1) 購入方式・リース方式共通

①配分予定額は、要望調査の記載内容から判断して算出したものです。このため、事業参加申請の承認審査において 機械装置の精査等が行われることにより、配分予定額と事業参加承認の額が異なる場合があります。

②今回の配分でも、優先順位の繰り上げは行いません。協議会内で見積残や辞退者が出ても備考欄に記載された配分 対象者以外の方や機械装置を事業参加申請することはできません。

③事業参加申請時までに成果目標等が適切に設定されているか否かを確認し、適切でない場合の事業参加は認められ ていません。

④事業参加申請の際には、要望時の金額を超えないように注意して下さい(複数の機械装置を配分された場合は機械 装置ごとに要望時の金額を超えないように注意して下さい)。要望額を超えた事業参加申請はできません。

⑤同一の取組主体が、ある機械装置は「購入方式」、別の機械装置は「リース方式」と異なる方式を選択される場合 は、お手数ですが窓口団体へお問い合わせ下さい。

⑥各手続き等における様式、必要な書類等が大幅に見直しがされていますので、本手順書の他、事業実施要領、畜産 クラスター関連事業Q&A等を必ずご一読下さい。また、本手順書にも実施要領等の該当条項等を記載していますの で、参考にして下さい。

⑦事業参加申請の審査に期間を要している状況にあるため、効率的な審査が行えるよう、上記①~⑥についてご注意 いただいた上で事業参加申請を行っていただくことをお願いします。

なお、申請された期日によっては令和3年度内に機械装置の導入が困難となる場合がありますので、あらかじめご 留意願います。

〔事業実施要領、Q&A等は農林水産省ホームページをご覧下さい〕 http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster_27_kura.html

(2) 購入方式

【取組主体】

- ・資金計画について協議会の確認を受け、協議会とともに(「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化 支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、 生産局長、経営局長通知)に準じて)費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討して下さい
- ・購入方式ではリース方式と異なり、動産総合保険等へ加入していただきます(盗難保険は必須です)。保険料は補助の対象外です
- ・取組主体自らが財産管理台帳を整備・保管していただきます。また、その写しは協議会へ提出する必要があります
- ・補助金は、機械装置の代金を取組主体が全額支払い、上記保険の加入の他、所定の手続きが終了した後に協議会から支払われます。証拠書類として領収書も必要になりますので、機械装置の代金を全額お支払いいただく必要があります
- ・補助残額の融資を受ける際に、当該機械装置を担保とすることはできません
- ・既存機械を下取りさせた場合や既存機械の処分益が出た場合は、補助対象経費から差し引かれます
- ・取組主体は本事業の趣旨及び補助金の管理について十分に理解し、財産処分制限期間の機械装置の適切な管理に努め、適正な事業実施を確保する必要があります

【協議会】

- ・助成先(補助金の支払先)は協議会です。あらかじめ補助金の経理に関する規程、事務処理規程等を定め、補助金 及び事務の取扱が明確になっていることについて<u>府県の確認を受ける必要があります</u>
- ・事業参加申請に先立って、融資証明書等により取組主体の資金計画等を確認するとともに、費用対効果分析を行い、 投資効率等を十分検討していただきます
- ・協議会が中央畜産会からの事業参加承認通知に基づき、その都度、協議会から当該取組主体に承認通知を出してい ただく必要があります。また、補助金は協議会の口座へ送金されます。その後に当該取組主体へ送金していただき ます
- ・中央畜産会への機械装置の実績報告・補助金の請求手続きは、協議会からおこなっていただきます
- ・取組主体から提出された財産管理台帳の写しに基づいて財産処分制限期間中の機械装置の利用状況等を確認し、事業が適正かつ確実に実施されるよう取組主体を指導していただきます
- ・万が一、処分制限期間中に取組主体の経営中止や機械装置の破損などにより補助の目的を達することができなく なった場合は、協議会が取組主体から補助金相当額を回収して中央畜産会へ返還する義務が生じます

3 事業参加申請~補助金支払いまでの流れ

リース方式	購入方式
 ①配分予定額の通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会→取組主体】 ②事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体)中央畜産会】 → 知事の特認が必要な場合は承認後に参加申請して下さい ③事業参加承認通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会】 → 参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書を → 送付します → ④機械装置の導入【取組主体】 → 承認通知書に記載されている機械装置の導入についてリース事 → 業者とリース契約を締結し、リース事業者へ販売店への機械装 → 置の手配を依頼して下さい → ⑤実績報告【取組主体→協議会】 → ・機械装置の導入が終了した取組主体は、協議会に実績報告書を → 提出して下さい → ● ●<td> ①配分予定額の通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会→取組主体】 ②府県の確認手続き【協議会→府県庁】 → 実施要領 別紙2の第5の4の(3)の確認を受けて下さい ③事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体)中央畜産会】 ◆ ②の府県の確認が済んでいない場合は参加申請できません ◆ 知事の特認が必要な場合は承認後に参加申請して下さい ◆ 第業参加承認通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会】 ◆ 参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書を ◆ 送付します ◆ ④の通知をもとに、当該取組主体に承認通知をして下さい ◆ ④の通知をもとに、当該取組主体に承認通知をして下さい ◆ 承認通知書に記載されている機械装置の売買契約を締結し、発 ◆ 注をして下さい ◆ </td>	 ①配分予定額の通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会→取組主体】 ②府県の確認手続き【協議会→府県庁】 → 実施要領 別紙2の第5の4の(3)の確認を受けて下さい ③事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体)中央畜産会】 ◆ ②の府県の確認が済んでいない場合は参加申請できません ◆ 知事の特認が必要な場合は承認後に参加申請して下さい ◆ 第業参加承認通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会】 ◆ 参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書を ◆ 送付します ◆ ④の通知をもとに、当該取組主体に承認通知をして下さい ◆ ④の通知をもとに、当該取組主体に承認通知をして下さい ◆ 承認通知書に記載されている機械装置の売買契約を締結し、発 ◆ 注をして下さい ◆
提出された実績報告書と別途リース事業者から提出される精算払い請求書 の内容が確認できましたら、リース事業者へ補助金を支払います。	 ↓ ⑧実績報告・補助金の請求【協議会→(窓口団体)中央畜産会】 ↓ ・取組主体の実績報告書を取りまとめ、協議会名の実績報告書を ↓ 提出 ↓ ⑨補助金の支払い【中央畜産会(窓口団体)→協議会】 ↓ ・⑦⑧の書類を審査し、補助金を協議会の口座へ支払い ↓ ⑩補助金の支払い【協議会→取組主体】 ⑨の入金後、当該取組主体へ速やかに送金して下さい

4 事業参加申請に必要な書類等

・事業参加申請には、申請ごとに「申請内容を入力して作成する『申請用CSVデータ』」と「必要な添付書類をまとめて1つにしたPDFファイル」が必要です

・必要な添付書類は下表を参照して準備して下さい

PDFファイルとして事業参加申請に添付する書類	注意事項	様式 データ
1別記様式第3号 参加申請書	協議会で記入したもの	● Word形式
2 別記様式第3号 別紙4 確認書	所定の箇所へ自署、記入したもの ※2ページの注意事項を参照のこと	● PDF形式
3 入札結果を証する書面・見積書(写し) もしくは 三者以上の見積書(写し)	PDFファイルにして提出する ※8ページ以降の「5 見積書について」を参照のこと	
4 カタログ原本又は 販売業者より原本証明されたカタログ(写し)	PDFファイルにして提出する ※16ページの「申請用添付ファイル(PDF形式)の作成について」を参照のこと	
5 <u>送風装置、自動給餌機</u> 、 <u>搾乳装置</u> など、 畜舎に設置するものは『 <mark>配置図</mark> 』	参加申請する機械装置の設置(配置)場所等がわかるもの ※見積書と比較できる内容であること	
6 <u>堆肥運搬車、バルク車の場合</u> は 『架装内容がわかる図面』	架装内容がわかる図面。設計会社名等、押印付き	
7 リース契約申込書	<mark>添付は不要</mark> (所定の情報を申請用のデータAH〜AK列に入力する)	
8 <u>法人の場合</u> は定款、 <u>任意団体</u> の場合は規約又は 共同利用契約書(写し)		
9 農業経営改善計画認定書 又は青年等就農計画認定書 (写し)	<mark>添付は不要</mark> (所定の情報を申請用のデータJ〜L列に入力する)	

様式データ欄に「●」印が付いている様式のデータは、事業専用ホームページから入手できます↓

PDFファイルとして事業参加申請に添付する書類	注意事項	様式 データ
11 都道府県知事の認定を受けた <mark>畜産クラスター計画</mark> 及び認定を証する書面(写し)	<mark>添付は不要</mark> (所定の情報を申請用のデータJ〜L列に入力する) ※参加申請とは別に、協議会として窓口団体へ1セット提出して下さい	
12 知事特認に係る協議書及び認定を証する書面	添付は不要(所定の情報を申請用のデータAX~AY列に入力する)	
13 農業協同組合法第11条の51の規定に定める <mark>農業経営規程</mark> (写し)		
14 既存機械の下取りに関する見積書 (既存機械の下取りがある場合)	購入方式のみ	
15 農業環境規範に基づく点検シート(写し)		
16 チーズ製造業者との契約書(写し)	チーズ振興枠のみ	
17 食品衛生法に基づく乳製品製造業(品目:チーズ)の許 可証(写し)及び製造品目・数量(予定)が分かる資料	チーズ振興枠のみ	
18 成果目標が「農業所得」「営業利益」の場合の根拠資料	指定の様式もしくは同等の内容であれば独自様式でも可	● Excel形式
19 参加申請時添付書類(飼養区分が「飼料受託等」の場合)	飼養区分が「飼料受託等」の場合は指定様式に記入したものを添付	● Word形式
20 <u>堆肥攪拌装置</u> に関する確認票	<u>堆肥攪拌装置を申請する場合</u> で、 <u>既存の機械装置がある場合</u> は添付	● Word形式
21 要望時確認事項確認票	令和3年9月17日付け事務連絡で指示された要望のみ回答を添付(様式不問)	
22 その他の添付書類	独自に添付する書類がある場合は、電子申請用データ作成ファイルのBV列「その他 の添付書類」欄に書類名を記入して下さい	

5 見積書について

事業参加申請における審査では、見積書の記載事項と添付されたカタログで導入される機械装置の内容を精査し承認 しています。

そのため、見積書を販売業者から取得する際は、<u>当該販売業者の慣習等に係わらず</u>、以下の注意事項等を踏まえて見 積書を取得して下さい。

- (1) 見積書記載内容の注意事項
 - ・<u>会計検査院からの指摘を踏まえ</u>、事業参加申請の時点で有効期限が切れている見積書については事業参加申請を受け付けません
 - ・この他、以下のような見積書も受け付けできませんので、ご注意下さい
 - ・有効期限に関する記載が無い
 - ・記載内容が手書きで修正されている(見積書発行者の訂正印があれば可)
 - ・カタログに記載の内容と照合できる記載内容となっていない。(機械装置本体の他、付属品などを付ける場合は見積書にそれぞれ明記すること)
 - ・補助対象外の金額(輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等)と補助対象の金額がそれぞれ明記されていること。または「補助対象外の金額(輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等)は含まれていない」旨が 見積書に明記されていること(ただ単に「補助対象外の費用は含まれておりません」との記載は補助対象外の 経費が何を指すのか具体性に欠けるため、令和3年度からは不可とします)
 - ・上記の他、次の事項についてもご注意下さい
 - ・"既製品"のみが補助対象です。添付されたカタログ等と突き合わせができるように、型式番号等は必ず記載して下さい。また、図面はカタログとして扱えません
 - ・機械装置の付属品等で「サービス」という形で、無料で付属させているケースがありますが、税金を原資とした補助事業の趣旨を鑑み、補助金額を低廉化させるために「サービス」の代わりに補助対象機械装置自体の価格交渉を行うようにお願いします
 - ・補助対象の機械装置を導入目的(事業参加承認内容)以外で使用することはできません

- (2) 特定の機械装置の見積書に関して
- ①《畜産物管理・加工機械装置》→《食肉加工機械装置》 《乳製品加工機械装置》 《飼料給与関係機械装置》→《自動給餌機》
- ・見積書に「一式」とまとめて記載されていると参加申請の審査がおこなえません。具体的に導入される機械装置を 列記すると共に、補助対象外の費用が含まれているかいないかの判断が付く見積書を添付すること
- ②《堆肥調製散布関係機械装置》→《堆肥運搬車》
- ・車両本体の他、特装に係る金額等も見積書に明記
- ・有償で付加するオプションについても、必ず見積書に明記
- ・特装内容がわかるカタログ、図面等も原本証明を付けて添付
- ・<u>必ず「堆肥運搬車」と文字入れすること。</u>(その経費については補助対象です)ただし、牧場名等の名入れは補助 対象外なので名入れする場合は見積書に明記のこと
- ③《搾乳関係機械装置》→《搾乳ユニット自動搬送装置》
- ・搾乳ユニットのほか、以下のものも併せて導入する場合は見積書に明記し、①~③についてはカタログを添付、型 番も記載すること

〔①授乳装置、②洗浄装置、③真空発生装置、④ミルク配管、真空配管〕

- ・これらの付帯機械装置も単純更新となる場合は補助対象となりません
- ④《堆肥調製散布関係機械装置》→《切返作業機》
- 〔機械装置例:ホイルローダー、ショベルローダー、スキッドステアローダー、フロントローダー+バケット〕
- ・堆肥切り返し作業用としてのアタッチメントはバケットのみが可能のため、クイックカプラ、3連バルブは対象と なりません。
- ・機械構成もそれに応じた見積書を取得して下さい。また、バケットサイズも明記して下さい。
- 「畜産仕様」「畜産パッケージ」などの「標準構成」を記載した見積書ではなく、「切返作業機」として必要なア タッチメントを明記した見積書を取得して下さい。

- ⑤《飼料収穫・調製用機械装置》→《サイレージ等取出・積込機》
- 〔機械装置例:ホイルローダー、フォークリフト、テレハンドラー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、 フロントローダー、フロントローダー+バケット〕
- ・導入する機械装置の作業目的がバンカーサイロへの詰め込み作業などでバケット以外のアタッチメントを使用しない場合は、クイックカプラ、3連バルブは対象となりません。
- ・機械構成もそれに応じた見積書を取得して下さい。また、バケットサイズも明記して下さい。
- 「畜産仕様」「畜産パッケージ」などの「標準構成」を記載した見積書ではなく、「サイレージ等取出・積込機」
 として必要なアタッチメントを明記した見積書を取得して下さい。
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。
- ⑥《その他飼料生産関係機械装置》→《その他》 〔機械装置例:「TMR等調製作業用」としてのホイルローダー、フォークリフト、スキッドステアローダー、ショベルローダー〕
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な、標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。
- ・また、バケットサイズも明記して下さい。
- ⑦《飼料調製用機械装置》→《稲わら収集機》
- 〔機械装置例:「稲わらの収穫・収集用途」としてのホイルローダー〕
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な、標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。
- ⑧《エコフィード調製・給与関係機械装置》→《エコフィード調製装置》 〔機械装置例:ホイルローダー、フォークリフト〕
- ・「エコフィード調製作業用」としての機械構成のみ可能です。
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。

目的外利用のための機械装置構成は、自己負担であっても認められません

(3) 事業参加申請で審査が円滑な見積書の例

- ①当該機械装置の導入に係る経費が全て記載 されている
- ②補助対象の機械装置の記載
 - →構成する機械装置、数量が明確に記載 されている
 - これにくる
 - →型番の有無が明確
 - →カタログと突き合わせできる型番が明 記されている
 - →付属機器・オプション等も明確に記載 されている
- ③消耗品(補助対象外)の記載
 - →消耗品が含まれる場合、明確に補助対 象外と区分されている
 - →補助対象外のものも明確に数量、金額 が記載されている

④工事費等(補助対象外)の記載

- →補助対象外の経費が明確に区分されて いる
- ※工事費、運送費、諸経費等は補助対象 外です
- →補助対象外の物も明確に品目、金額が 記載されている

「搾乳ユニット自動搬送装置」の例

	品目	仕様·型番	数量	単価	金額	補助対象	備考
Γ	搾乳ユニット自動搬送装置	ABCDE2	6	500,000 円	3,000,000	円	
	自動離脱装置	ED1000	12	500,000 円	6,000,000	円	
	搾乳ユニット	MM500	12	150,000 円	1,800,000	円	
ł	(付属機器等)						
	受乳装置	JJ280	1	1,000,000 円	1,000,000	円	
	真空発生装置	KJA650	1	800,000 円	800,000	円	
	パイプライン	-	一式	1,000,000 円	1,000,000	円	
L	キャリーレール	_	一式	1,000,000 円	1,000,000	円	
				補助対象 値引	1,000,000	円	
				補助対象 合計	13,600,000	円	1
ſ	ティートカップライナー(スペア)	—	24	3,000 円	72,000	円 ×	
	ティートカップシェル(スペァ)	_	24	4,500 円	108,000	円 ×	
			袝	輔助対象外 値引	30,000	円	
			袝	輔助対象外 合計	150,000	円	2
				機械装置 総計	13,750,000	円	3:1+2
Γ	据付工事		一式	3,000,000 円	3,000,000	円 ×	
ł	運送費		一式	200,000 円	200,000	円 ×	
L	諸経費		一式	100,000 円	100,000	円×	
			工事費	<u>費等諸経費 値引</u>	600,000	円	_
			工爭貨	電等諸経費 合計	2,700,000	- Э	(4)
	総計(税抜)				16,450,000	円	5: 1+2+4
	消費税(8%)				1,316,000	円	
	総計(税込)				17,766,000	円	

- 6 申請用データ(CSV形式)の作成方法
- ・参加申請用のデータは以下の通り作成して下さい

①別途配布された「令和3年度 事業参加申請 電子申請用データ作成ファイル.xlsm」を開いて下さい
 ②開いた際に以下のメッセージが表示された場合は「<u>コンテンツの有効化</u>」を押して下さい(押さないと正しく機能しません)



②次に「<mark>配分対象データの取込</mark>」を押して、<u>協議会ごとに配布されたCSV形式の配分対象データ</u>を指定して データを読み込みます

③データの読み込みが終わると、<u>黄緑色の項目にデータが取り込まれます</u>。この取り込まれたデータは、 「参加申請作成時の入力の手間を減らすこと」を自的としています。また、「要望時と異なる参加申請デー タ作成」による窓口団体での受け付けエラーを防ぐ目的もあるため編集はできません

										ごさい			入力内容をチェック	
申請用 データ 出力 対象	都道府県 名	畜産クラスター協議会名	優児位	一体的望	管理番号	取狙主体等名 ※1	管付主体が応備 受を行う場合の 取組主体 氏名	詞義区分	農 春年 認定 市町村名	業経営改善計画認定 等就 農計画認定 認定日	画又は (状況) ◎ 有効期限 ※参加申請時の 場合、申請不 可	導入方式	機械装置の区分	補助機械装置名
選択肢から選 択	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力 _▼	自動 入力				選択肢から 選択	自動 入力	自動 入力
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	1	無し	430010313088	山本 誠一		肉用牛(繁殖)	1				飼料収穫·調製用機械装置	カッティングロール ベーラー
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	2	無し	430010313089	山本 誠一		肉用牛(繁殖)					飼料収穫·調製用機械装置	ν− +
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	3	無し	430010313090	大場 大丸		肉用牛(肥育)					飼料給与関係機械装置	ロールペールカッター
	*****								•			l' •		***************************************





⑦様式の右端「事業参加申請に添付する書類を選択」欄ではPDFファイルとして添付する書類を選択して下さい
 ⑧A、B、Cの書類は、原本を取組主体が保管していることを協議会で確認し「確認・保管済」を選択して下さい。
 当該書類の添付は不要です。また、必要事項をそれぞれの該当項目に入力して下さい。
 ⑨Dの書類は、窓口団体へ最新版を1部提出し「最新版を提出済」を選択して下さい

													入力内容都	シチェック				12	『口団体~	の申請問	ĦCSVデ-	-9を出力	する		
別記様式第3号 参加申諸書	書別記様式第3号 別紙 4 確認	(写し)入札結果を証する書面・見積書	三者以上の見積書(写し)	し、 原本証明された力タログ(写 カタログ原本又は販売業者より	『 <mark>配置図』</mark> 置など、畜舎に設置するものは 送風装置、自動給餌機、搾乳装	『架装内容がわかる図面』 増肥運搬車、バルク車の場合は	A切りス製紙申返書(周し)	り 入塁勾目入事 ミティイ	定款(写し)	し) 規約又は共同利用契約書(写	日年等就農計画認定書(写し)	する書面(写し) を受けた る書面(写し) 記定を受けた る	を証する書面(写し)	(写し)(写し))の規定に定める農業経営規程	機範協司組合去第11~~51 りがある場合) 書(購入方式で既存機械の下取 野存機械の下取りに関する見種	ト(写し) ト(写し) 農業環境規範に基づく点検シー	チ- 振の チーズ製造業者との契	一時(み) (チルーガ分かる文料 ズ本 泉へまり・チリオーの好句家 オード・チリオーの好句家	利益」の場合の根拠資料	申請時添付書類」 「飼養区分:詞料受託等 参加	堆肥攪拌装置に関する確認票	要望時確認事項確認票	その他の添付書類	備考	
選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢から選択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択 選	をから 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢から 選択	選択肢から選 択	選択版から 選択	 選択胞 から遅 択 	2 選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	具体的 な書類 名を入 力	自動 入力	
様式AH-AK列																									
			ں 	ース方式のみ					-		_			唐	!業経営改善! 等就農計画!!	計画又は 別定状況 ◎				_	知事特謝	認の内容	0		
	★ # 業 者 名	ų.	リー - ス申込書 の申込日	-ス契約相手先 ③ リース契約の 借受期間 (ヶ月)	IJ–	ス契約の形	, 一 一 1 1 1 1 1 1 1 1 1	リ扱スま・・	リース事業者の選択肢は、取 扱いが比較的多い以下のリー ス事業者名が上段に表示され ます。 ・ホクレン商事					認定 市町村名	認定日	有効) ※参加! に期限! 場合、明 可	明限 単詰時 刀れの ■諸不	र् त्र		-	特認年月日	内容 (簡潔 置の使容 点を記	て 二) - - - - - - - - - - - - -		
選択肢	から選択		yy.mm.dd	整数のみ	遥	択肢から選拔	R	・JA三井リース九州 ・リコーリース ・三井住友ファイナンス&								選択	肢から 選択		-		200文字	以内			
リース ・畜産近代化リース協会 14																									

- ①「入力内容をチェックボタン」を押すと、入力内容のエラーチェックを行います。入力された内容にエラーがあると、当該セルが赤くなりますので確認して下さい。(「入力内容をチェックボタン」は複数設置されていますが、どのボタンも機能は同じです)
- ①全ての必要項目の入力、選択が終わり入力エラーが無ければ「窓口団体への申請用CSVデータを出力する」ボタンを押して下さい

入力内容をチェック	窓口団体への申請用CSVデータを出力する	
マで添付するもの、協議会で確認の上保管する [。] 細は手引を参照のこと	ზთ)	·····
す産都 を知 への農り書既 ト 農 るク道 証事 写規業がへ存 へ業	とした ズーズ 利成 申 堆 要 そ また ズーズ 益果 諸飼 肥 望 の	

12 「注意事項」が表示されます。内容を確認したら<u>右側のボタン</u>を押して下さい。申請用CSVファイルが出力され ます。

注意事項 ×	【参考】「申請用CSVファイル」のファイル名について
以下について確認してください ・見積書に補助対象外の経費(輸送費、設置費、消耗品代等)が区分 されて記載されていますか?(見積書に記載が無く、補助対象にならない オプションや経費が含まれていた場合、補助金額の減額などがされる場 合があります)	出力されるファイルは以下のルールで自動でファイル名が付けられます ※ファイル名は変更しないで下さい
 ・見積書が「一式」など内訳がわからない内容になっていませんか? ・カタログは当該機械装置の仕様等がわかるものですか? ・その他、申請内容に誤りがないか確認しましたか? 	《ルール》 参加申請データ_[県コード][県名] _[協議会コード][協議会名]_[取組主体 名]_[氏名].CSV
キャンセル 上記について了承、確認しました→申請データを出力する	《ファイル名の例》 参加申請データ_ <mark>13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_大場</mark> 大丸.CSV

出力した「申請用CSVデータ」をエクセル等で開いたり修正すると、窓口団体での登録が<u>できなくなります</u>

7 申請用添付ファイル(PDF形式)の作成について

- (1)添付書類について
 - ・P6~7で説明した添付書類は、「1つのPDFファイル」にして提出して下さい
- ・PDFファイル内は、以下の順に並べて下さい
 - 《機械装置が1件の場合》
 - ・P6~7の項番の順に書類を並べたPDFを提出して下さい

《複数の機械装置が含まれる場合》

- ・ P6~7の項番の順に並べ、項番3~6の書面は機械装置ごとに固めて並べて下さい
 (例)個人経営で機械装置が2件(堆肥運搬車、テッダー)の場合は次の並びとなります
 項番1→2 → <u>3</u> → 4 → 6 → <u>3</u> → 4 → 15
 堆肥運搬車 テッダー
- ・添付書類のファイル名は、別途作成した「申請用CSVファイル」と同じにして下さい (例)
 - 申請用CSVファイル 参加申請データ_13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_大場 大丸.CSV
 - の場合、↓
 - 申請用添付ファイル 参加申請データ_13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_大場 大丸.pdf

(2) カタログについて

- ・参加申請に添付するカタログについて、「印刷物のカタログ」からPDFを作成するとファイルサイズが大きくなり、窓口団体へ電子メールで送付できないケースが想定されます
- ・そのため、<u>販売店に依頼して「PDF形式のカタログ」を入手</u>して利用するようにして下さい
- ・なお、機械導入事業専用ホームページ上に、PDF形式のカタログを配布している主なメーカー、輸入代理 店・商社のホームページへのリンク集を公開しましたので、カタログの入手に活用して下さい

《機械導入事業専用ホームページ》 http://jlia.lin.gr.jp/cl/

(参考) PDFファイルに関して無料で利用できるサービス

ワードやエクセルファイルからPDFを作成したり、複数のPDFファイルを1つにまとめる作業は専用のソフトが必要ですが、Adobe社がインターネット上で無料のサービスを公開していますので、ご参考までに紹介いたします。

<u>1 Microsoft Word、Excel、PowerPoint、画像ファイルをPDFファイルに変換</u> https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/convert-pdf.html?promoid=HZG8WZ58&mv=other</u>

<u>2 PDFファイルを1つのファイルに結合する</u>

https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/merge-pdf.html ※窓口団体への提出用のファイル(1つにまとめたPDFファイル)を作成する時に活用できます

<u>3 PDFファイルを圧縮する</u>

https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/compress-pdf.html?promoid=C12Y2YQN&mv=other ※窓口団体への提出用のカタログファイル等のサイズを圧縮したい時に活用できます ※圧縮の設定は3段階から選択できますが、文字が判読できない状態にならないように注意して下さい



8 事業参加申請の提出先・方法について

貴県の窓口団体の指定に従って下さい。

9 実績報告の手続等について

機械装置導入後に提出する実績報告書については、令和2年度までと変更はなく書類での提出となりますが、 手引きについては令和3年10月末を目途に提供いたします。

